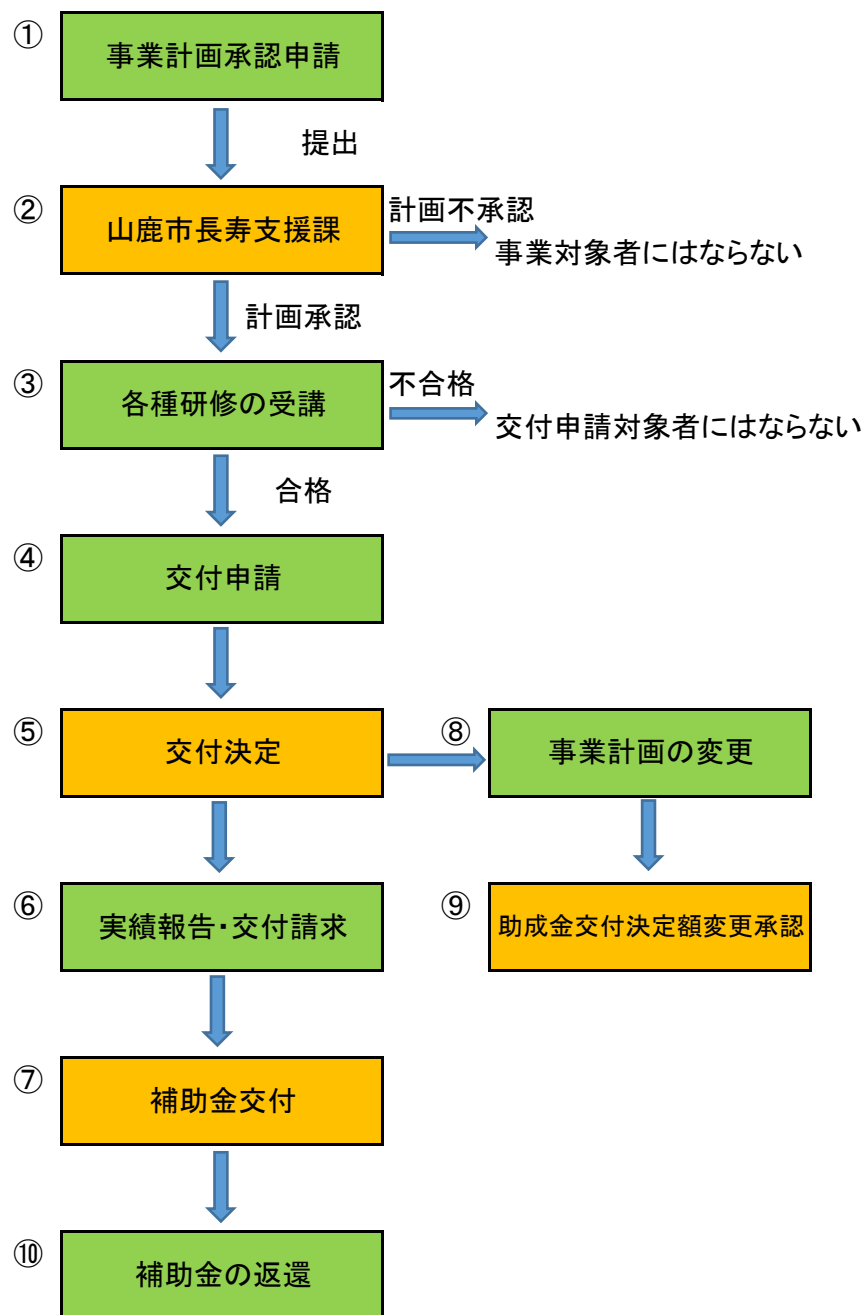


介護人材育成支援事業交付請求までの流れ



①人材育成支援助成金の交付を希望する事業所は市に事業計画申請書を提出する。

②事業所からの計画書を確認して、計画を認める場合には承認、認めない場合には不承認を事業所に通知する。

③計画の承認を受けた事業所は、各種研修等に職員を研修・受講させる。各種研修の受講決定通知書又は、合格通知を受けたら場合には、事業助成金交付申請対象となる。

④事業所は必要書類を添付の上、事業助成金交付申請書を市に提出する。

⑤必要書類等を確認の上、交付要綱に該当すると認めた場合には、市は交付決定通知書を事業所に送付する。

⑥交付決定通知書を受けて、事業計画に変更が無い場合には、事業所は関係書類を添付の上、市に請求する。

⑦市は内容を審査した上で、助成額を確定し事業所へ交付する。

⑧交付決定を受けた後に事業計画内容の変更や対象事業を中止する場合には、助成金交付変更を市に提出する。

⑨変更申請を受理した際には、市は助成金交付決定額変更承認通知書を事業所に通知する。

⑩不正等が認められた場合には、補助金を全額返還してもらう。